

★母子福祉手当の支給

児童一人に一万二千元

手続きは六月末日までに

交通遺児手当をつけている人を除いた母子家庭に、四月一日から児童一人につき月額千円の母子福祉手当が支給されることになりました。

これは昨年十二月に行なった市長への手紙でも母子福祉に関する十九件の意見・要望の中で、「母子手当を」という声は十二件もあり、「市民の生命とくらしを守り、とくに子ども、おとしよ、心身障害者の方々に対しては心のかよった福祉行政を行なう」という市政方針などから支給することになったものです。

母子世帯の母は、生計をたてるための仕事と家事、育児の二重の生活苦を重ねており、こうした実態をとらえて、交通事故で父を失った児童とその他の理由で父をなくした児童とは経済的、精神的には変わりなく、母子世帯の福祉向上をはかるため母子福祉手当支給条例が制定されました。

母子福祉手当を受ける資格は、義務教育終了前の児童を扶養し、引き続き一年以上市内に住むこと、となつています。支給を受けるための手続きは、戸籍の謄本、住民票の謄本と印鑑を持って福祉事務所社会係へおい

と、とつています。昭和五十年三月三十一日以前に母子手当を受ける資格のあった人は、本年度においては六月三十日まで手続きをすれば四月から手当を受けることができます。六月

昭和三十九年三月三十一日以前に母子手当を受ける資格のあった人は、本年度においては六月三十日まで手続きをすれば四月から手当を受けることができます。六月

給します。受給者は、住所を変更したとき、児童が義務教育を終了したときは社会係へ届け出て下さい。両親を失った(交通事故をのぞく)児童を扶養している人も保護者として母子福祉手当を受けることができます。昨年、福祉事務所では、南国市の母子世帯実態調査を行ないました。市の母子世帯は二百世帯余り、そのうち百二十世帯を対象に調査したものです。

公告

古ビニール回収処理

最近、海岸地帯や川に大量の古ビニールなどの廃棄物が不法に投棄されています。この状態が続けば、漁業操業に支障をきたすばかりでなく多くの人々が迷惑をこうむる結果となります。みなの手で郷土を公害から守りましょう。

日赤

赤十字社にご協力を

五月は赤十字の月です。日本赤十字社は、人道、博愛の精神をもとにする各種の奉仕的な事業、災害救護活動、血液事業、青少年赤十字、保健衛生事業など、人類の平和と幸福のために広く活動を続けています。この日本赤十字社は、日本赤十字法に基づいて設立された特殊公益法人で、社員や篤志の人たちによってなっています。社員増強運動として、期間中に世話人が各家庭におうかがいします。ご協力くださいますようお願いいたします。

税金

軽自動車税について

四月は軽自動車税の納期です。軽自動車税は四月一日現在において軽自動車、原動機付自転車などの所有者(所有権が売主にあるものはその使用者)に課税されます。納税通知書には種類別の台数が書いてあるのでよく確かめてください。■廃車などの届出について 軽自動車などを他人に譲ったとき、廃棄処分したとき、市外に転出したため南国市内で使用しなくなった場合は三十日以内に届けをしてください。■市役所税務課へ届けるものは、原動機付自転車、小型特殊自動車(農耕用トラクターを含む)■陸運事務所へ届けるものは、軽自動車、二輪の小型自動車■取得の届出について

八歳以上十四人、別居の子の整一十四人。

現在の住居は、自家七十九人、借家三十三人、間借八人。

そして生活保護を受けている人で、医療扶助のみ受けている人が十五人、その他二人。受けてない人は百三人。母子福祉貸付金の状況は「借りている」十六人、「借りていない」四人。「制度を知らない」三十二人。「その他利用した

ことがない」六十八人といった状況になっていきます。

母子家庭のための相談員は次の人たちです。

上倉 岩崎富美 白木谷 三三 三四三 瓶岩 小野寺 昌子 成合 (二七) 五八 久礼田 橋詰 菊猪 植田 西(二〇) 三三〇 岡豊 浜田 亀喜 岡豊 町八幡(二〇) 四六九 国分 竹中 八重子 国分(二) 六七三 一 長岡 野中 智恵子 新川(三) 代鶴 十市 五八七九三

三七六六 長岡 岡林 政衛 西島 (四) 二二六 後免 藤平 静江 後免 町(三) 三七五三 野田 五百蔵 貞 下野田(有) 四二〇六 大篠

千頭 利子 篠原 東三(七) 三二一 日章 岩 入 交照 田村(四) 二〇一〇 三和 西山 三重 片山(五) 八八二七 前浜 浜田 静枝 前浜

(有) 三二七九 稲生 久万 喜美 稲生(五) 一九〇七 十市 西村 十代鶴 十市 五八七九三

シリーズ 南国市の農業

現状とその問題点

農家戸数の動向

農家戸数は第1表の通り、昭和35年から45年の10年間に880戸、35年に比べ16%も減少し、45年以降もさらに減少を続けていると推定されます。農家戸数の減少に伴ない、専業農家の減少、第2種兼

業農家の増加が目立ちます。しかし、減少したとはいえ、専業農家率が45年で30.5%と全国平均、県平均に比べてかなり高い比率を示しており、農業に対する熱意がまだまだ高いことがうかがえます。

第1表 農家戸数の推移 単位：戸(%)

年次	総戸数	専業別内訳			備考
		専業	第1種兼業	第2種兼業	
35	5,493	2,162 (39.4)	1,667 (30.3)	1,664 (30.3)	専業農家率 (45年) 全国15.2% 高知県22.1%
40	4,962	1,479 (29.8)	1,521 (30.7)	1,962 (39.5)	
45	4,613	1,406 (30.5)	1,228 (26.6)	1,979 (42.9)	
48	4,330	1,082 (24.9)	1,250 (28.8)	1,998 (46.1)	

35.40.45年農(林)業センサス48年推定

経営規模別にみると、第2表の通り35年~40年は1ヘクタールを境としてそれ以上が増、それ以下が減ですが、40年~45年になると境界は1段階上って1.5ヘクタールとなり、上層の増加、下層の減少という、農家層の分解傾向が見られます。

でも専業で頑張っている農家があり、かなりあることを物語っています。いずれにしても、国の農政は自立経営農家や中核農家を主な対象にしていますが、実際には7割を占める兼業農家の生産力を無視することはできません。南国市の農業生産の5割以上が兼業農家の力によっていると考えられ、これら兼業農家を切り捨てるのではなく、農業生産面で育成するための営農指導、販売ルート確保なども重要な課題です。

第2表 経営耕地規模別農家数の推移 単位：戸(%)

年次	例外規定	経営耕地規模別農家数					
		0.5ha未満	0.5~1.0ha	1.0~1.5ha	1.5~2.0ha	2.0~3.0ha	3.0ha以上
35	10 (0.2)	2,344 (42.7)	2,012 (36.6)	895 (16.3)	209 (3.8)	22 (0.4)	1 (0.0)
40	2 (0.0)	1,961 (39.5)	1,761 (35.5)	923 (18.6)	269 (5.4)	42 (0.8)	4 (0.1)
45	9 (0.2)	1,808 (39.2)	1,554 (33.7)	874 (18.9)	297 (6.4)	60 (1.3)	11 (0.2)

農(林)業センサス

車を南国市内で使用することになった場合は十五日以内に届けてください。■身体障害者などは 身体障害者で歩行に障害のある人が所有し、使用するものについては減免になります。また、身体障害者、精神薄弱者のために使用する(通学、通院、仕事のためなど)にもつばら使用するものに限る)ものも減免の対象

となりません。一定の基準がありまので、申請がある人は税務課軽自動車係でおたずねください。■月割課税について 本年度から月割課税制度が改正になり、対象となるのは四輪の軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車(農耕用を除く)のみとなりました。したがって他の車は月割課税となりません。

税務課